



城 統 計 五 月 號

卷 頭 言

★ 國民總力の強弱は結局個人の力の問題である。併し如何に個々が強いからといって、それが直ちに國民總力の強さとはいひ得ない。心すべきは茲にあると思ふ。

★ 畑を打つ者には鋏が武器である。田をすく者には鋤が銃であり、劍でもある。如何に精巧な近代的武器でも、使ひ手が之を用ゐる術をわきまへねば性能を發揮する事が出来ない。虎徹も兼光も狂人の手に渡れば兇器となり、鈍刀も名手が振へば利器となる。

★ 生々育々の自然を相手に非常時下の重要任務を遂行する統計關係者は、矜持に依り、重責を忘れず、粒々の辛苦に國策順應の境地を味ふべきである。諸子の正鵠は聖業を達成に導き、その誤差は同胞の骨肉を枯死させぬとも限らぬ。戒心の要ある所以である。

# 利己的打算を排する時

## 統計の權威は確立する

農林大臣官房統計課長

農學博士 近 藤 康 男

凡そ統計は國勢を如實に示し、以つて政策樹立の基礎とならねばならないのであるが、このことは事變下の今日最も重要を加へてゐる。蓋し國內各般の事情は事變に影響されて、平時とは異なる状態が生じてゐるからである。

農業統計は、農業生産が廣汎な地域に於て、多數の農民の手によつて行はれ、地方的事情を異にするが故に之を統計的に正確に把握することは、農業政策の確立の前提條件とも言ふべきである。殊に事變に際しては、農業が食糧其他國民の生活必需品の生産であるのに拘らず、所謂平和的産業であるために、別して我國農業が低い水準にあるために、動々ともすればその生産力低下の危険に曝されてゐるが故に、之を護るために統計の内容を整備充實して置かねばならないし、又先般公表された如き米、アール原料作物等新規の増産を計畫し、或種の部門の生産を制する必要が屢々生ずるのであるが、かゝる場合の據るべきものは總て統計以外の何物でもない。事變下に於ては統計は國の運命を賭けてゐるものと言はねばならない。

歐洲大戰に際して獨逸は農業政策を誤り、食糧の缺乏に悩み、竟に戦争を続けることを放棄せねばならなくなつたといふことは周知の事實であるが、食糧の缺乏の一原因として、農業統計組織が確立してゐなかつたことが擧げられねばならない。例へば一九一四年、初め豚の價格下落を懼れてその屠殺を禁止した結果、人の主要食糧たる馬鈴薯に不足を來すやに見えたので、この禁止令を撤廢すると共に、農家の馬鈴薯貯藏量の調査を實行したのであつた。そしてその調査の結果に基き馬鈴薯の缺乏に備へるために約二百萬頭の豚を一度に屠殺せしめたのであつたがそれは調査の報告が徵發を懼れて内輪になされてゐたためであつて、獨逸としては大いなる誤算に陥つたのであつた。そのために豚の不足を招來し、肉類の價格が騰貴した結果、反つて馬鈴薯、穀物等を飼料に用ひしめ、食糧不足の一因をなしたのあつた。

調査統計が、自己の個人的利害、地方的打算によつて實行される場合に於ては、その禍の歸するところ測り知るべからざるものがあることを右の例は示してゐると思ふ。生産統計、被害統計等は、平時に於ても然りであるが殊に事變下に於ては、補助金、軍用供出増産反別等各種の割當の基礎になる場合多く、地方的利害に關すること甚だ多いのであり、正確なる調査報告が地方的不利を招いた例を聞き、統計は人工的に左右されるも止むを得ないといふが如き言を聞くのは甚だ遺憾である。統計の權威は、幾多の部分的利己的打算が公のための義務によつて打ち破られる時に確立されるのである。

併しながらそれは同時に、國の政策が地方的事情を一層よく洞察したものになつた時である。統計に關しては何等の小細工を許さないのみならず、之を必要としない状態が必要である。そのためには一方に於て統計の歪曲に對する罰則と共に、他方に於ては統計調査員を國に於て任命し、進んでは市町村に於ける統計主任を國費支辨とすること等は將來に於て解決を要するのではなからうか。計畫的、統制的な經濟組織は、調査と統計的數字の上に樹立されるものであり、その基礎を最も堅固なものとなせねばならないからである。司法官の如き身分保證とまで行かなくても、せめて國費支辨によつてその地位を確實にすることが、地方的利害によつて動かされない統計を製作し得る根本であると思ふ。かゝる改正が容易に實現し得るものとも考へられないが統計が國を賭けての事務であることが認識さるゝならば、當然起るべき問題であると思ふ。

農林大臣官房統計課長に就任に際し感想を述べて御挨拶に代ふるものである。



(官計統畑長)

# 蠶絲統計論

(五)

農林省統計官 長畑健二

## 第九章 製糸業統計 (承前)

### 四、我國に於ける製絲業統計調査

我國に於ける製絲業統計調査として擧げ得るものは、農林省統計報告様式の蠶絲類表、製絲業法施行規則に基く事業概況報告書に依る統計、絲價安定施設法による生絲製造高調査等を擧ぐる事が出来る。以下右のものに就いて其の概要を述べ、併せて之に對し若干の吟味を加へて行き度。

#### (一) 農林省統計報告様式に依る調査

國內生絲の生産高を調査することとしたのは古く明治の初年に始まり明治三年民政部から各府縣に提出を命じた物産表の品目の中にも生絲が擧げられて居る。其の後農商務通信規則の制定に當つても、生絲の製造高は勿論調査せらるゝこととなり、以來今日に至る迄毎年其の生産量は調査せられて居る。併し其の調査の規定、内容は年と共に幾變遷を経て今日に至つた。筆者の手許に於て判明して居る明治十九年制定の農商務通信事項様式以降の蠶絲類に關係する調査様式を左に掲ぐることにする。

#### 1 明治十九年三月農商務通信事項様式中

### 第十 蠶絲蠶卵紙眞綿概算表

何縣蠶絲蠶卵紙眞綿產額概算表

明治何年分

製絲家	生絲及眞綿				蠶卵紙
	生絲	熨斗絲	屑絲	眞綿	
戸數	貫	貫	貫	貫	貫
備考	前年ニ對スル増減ノ事由ヲ陳述スヘシ				

一 戸數ハ内養蠶ヲ兼タルモノハ其兼タル數ヲ戸數欄内ニ付朱ニテ別記スヘシ

一 本表ハ其他産出ノ繭ト他ヨリ買入レタル繭トヲ論セス其ノ郡區内ニ於テ製シタル者ヲ表出スヘシ、但繭ニテ他ヘ賣出シタルモノハ表出スヘカラス

一 計數ハ貫位ニ止ムヘシ  
但蠶卵紙ハ枚數ヲ以テ之ヲ掲クヘシ

2 明治二十二年四月改正

何府縣生絲產額概算表						明治何年分	報導期翌年二月
捻造	器械	折返	提造	島田造	鐵炮造	其ノ他	合計
		坐繰	シ造				
貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫

備考

一 本表ハ其他産出ノ繭ト他ヨリ買入レタル繭トヲ論セス府縣内ニ於テ製シタルモノヲ差出スヘシ

何府(縣)屑絲眞綿蠶卵紙掃立原種概算表						明治何年分	報導期翌年二月
熨斗絲	玉絲	生皮等其	他屑物	合計	眞綿	蠶卵紙	掃立原種
貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫

一 本表ハ其他産出ノ繭ト他ヨリ買入レタル繭トヲ論セス其郡市内ニ於テ製シタル者ヲ表出スヘシ

何府(縣)生絲釜數表					明治何年分	報導期翌年二月
機	釜	坐繰	釜	手繰	釜	合計
備考						

一 本表ハ總テ使用ノ目的ヲ以テ備置セルモノハ悉ク調査スヘシ

3 明治二十七年三月改正

蠶絲真綿及蠶卵紙		(調査 毎年)		明治何年分		
製絲戸數	製造所	生 綠			製絲戸數	製造所
		器械取	其ノ他	蠶 絲		
蠶卵紙製造枚數	蠶卵紙製造戸數	眞 綿	屑 絲 及 屑 物	玉 絲	熨 斗 絲	蠶 絲 及 屑 物
枚	戸	貫	貫	貫	貫	貫

4 明治三十二年七月改正

蠶絲類及眞綿蠶種		(調査 毎年)		明治何年	
製絲戸數	製造所	蠶 絲		製絲戸數	製造所
		自 宅	計		

第九 蠶絲類及眞綿		(報告期翌年二月限)		明治何年			
製絲戸數	製造所	製 絲			製絲戸數	製造所	
		十人繰未滿	五十人繰未滿	百人繰未滿			
計	計	數 量	一貫ニ付價格	數 量	一貫ニ付價格	數 量	一貫ニ付價格
眞 綿	眞 綿	製 造 戸 數	數 量	製 造 戸 數	數 量	製 造 戸 數	數 量

- (注意)
- 製絲戸數ハ其年七月末日現在ヲ記スヘシ但指定ノ月日ニ季節ヲ過キ若クハ達セサルトキハ盛期ノ數ヲ記スヘシ
  - 製絲ノ概況即チ爾實ノ良否解舒ノ如何等ヲ記スヘシ
  - 器械製絲場ニシテ座繰ヲ兼ネ又ハ座繰製絲場ニシテ玉繰ヲ兼

蠶種製造	蠶種製造戸數	眞 綿	屑 絲 及 屑 物	玉 絲	熨 斗 絲	生 絲		數 量	一貫目ニ付價格
						計	器械		
高 框 製	普通製								

- 製絲戸數ハ其年七月末日現在又蠶種製造戸數ハ其年六月末日現在ヲ記入スヘシ
- (指定ノ月日ニ季節ニ達セサルトキハ盛期ノ數ヲ記入スヘシ)
- 蠶種製造枚數ハ其年中ニ製造セシモノヲ掲クヘシ
- 備考トシテ其年製絲ノ概況(爾實ノ良否品質ノ如何等)ヲ記載スヘシ

5 明治三十七年九月改正

- ナル如キモノハ戸數ハ之ヲ主ナル部ニ記入シ其旨ヲ備考ニ記シ製絲ハ器械座繰玉繰ノ三種ニ分チ各其ノ部ニ算入スヘシ
- 製絲戸數ハ製造場ト自宅トヲ問ハズ總テ製絲ニ從事スル場所ヲ謂フ
  - 一人ニテ數箇ノ場所ヲ有スルモノアラハ各別ニ之ヲ數フヘシ
  - 屑絲トハ生皮苧及熨斗絲ヲ並稱シタルモノナリ
  - 生皮苧トハ繰絲ニ際シ繭ヲ煮テ緒ヲ求ムル爲メニ手繰リタル繭ノ上皮ノ屑絲ヲ云ヒ座繰製絲ノ際手繰リタル屑絲ヲ座繰生皮苧、器械製絲ノ際手繰リタル屑絲ヲ器械生皮苧、座繰及器械ノ兩生皮苧ヲ熨斗絲ニ引延ス際ニ生シタル屑絲ヲ平生皮苧ト云フ
  - 熨斗絲トハ繰絲ニ際シ手繰リタル屑絲ヲ懇切ニ篋捲キ取リタルモノ又ハ生皮苧ヲ更ニ引延シタルモノヲ座繰絲ノ緒ヲ小篋ニ纏付ケタルモノヲ並熨斗絲、繰絲ノ緒ヲ一口毎ニ長ク引延シタルモノヲ長熨斗絲、並熨斗絲ヲ細ク引延シ精選シテ小篋ニ纏付ケタルモノヲ細熨斗絲ト云フ
  - 屑物トハ揚リ繭、蛹肌又ハ繰綿ノ總稱ナリ

6 明治四十一年十二月改正

明治三十七年九月改正の表の中生絲、屑絲、屑物の數量、及一貫ニ付價格の各欄を自一月至五月と自六月至十二月及計の三欄に分けたばかりである。即生絲、屑絲、屑物の生産を二期に分けて一月から五月迄の生産と六月から十二月迄の生産として觀察することゝしたのである。

大正三年十一月改正

第一四蠶絲類及眞綿

(報告期翌年二月限) 大正何年

眞綿	製造戸數	計	生		數量	價額	製				計			
			數量	價額			十釜未滿	十釜以上五十釜未滿	五十釜以上七十釜未滿	百釜以上		計	數量	價額
製造戸數	計	計	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額		
量	價	額	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓		
額	一貫二付價格													

(注意) 一 製造戸數ハ其ノ年執業シタル戸數ヲ記入スヘシ

一 器械製糸場ニシテ座繰ヲ兼ネ又ハ座繰製糸場ニシテ玉糸製糸ヲ兼ヌル如キモノノ戸數ハ之ヲ其ノ主ナル部ニ算入スヘシ

一 生皮等トハ繰糸ニ際シ繭ヨリ手繰リ取リタル緒糸ヲ謂ヒ熨斗糸トハ生皮等ヲ引延シタルモノヲ謂フ  
 一 其ノ他トハ揚リ繭、蛹繭及練綿ノ總稱ナリ

大正十年六月改正

第一九蠶絲類及眞綿

(報告期翌年二月限) 大正何年

計	千釜以上	千七百釜未滿	七百五十釜未滿	五百五十釜未滿	三百五十釜未滿	二百五十釜未滿	五十釜未滿	十釜未滿	器械		製糸繰糸	職工(平均一日使用數)	製糸繰糸	職工(平均一日使用數)	製糸繰糸	職工(平均一日使用數)	製糸繰糸	職工(平均一日使用數)	製糸繰糸	職工(平均一日使用數)								
									戶數	製糸繰糸											戶數	製糸繰糸	戶數	製糸繰糸	戶數	製糸繰糸	戶數	製糸繰糸
									男	女											男	女	男	女	男	女	男	女
計																												
數量																												
價額																												

備	眞	價	物		計	糸	計	生	計	黄
			肩	物						
備	考	額	計	其生	計	計	計	計	計	計
			ノ皮	他芋						
眞	綿	額	計	計	計	計	計	計	計	計
			價	圓		圓		圓		圓
			圓		圓		圓		圓	
			圓		圓		圓		圓	
			圓		圓		圓		圓	
			圓		圓		圓		圓	
			圓		圓		圓		圓	
			圓		圓		圓		圓	

(注意)  
一、製糸戸數、眞綿製造戸數ハ其ノ年執業シタル戸數ヲ記入スヘシ  
二、繰糸釜數ハ其ノ年ニ使用シタルモノノ數ヲ記入スヘシ  
三、器械繰トハ原動力ヲ使用シ綴掛装置及釘ヲ備フル製絲器械ニ依リ單繭ヨリ繰糸シタルモノヲ謂フ  
依リ單繭ヨリ繰糸シタルモノヲ謂ヒ、玉糸トハ玉繭ヨリ繰糸シタルモノヲ謂フ  
四、器械製糸場ニシテ座繰ヲ兼ネ又ハ座繰製糸場ニシテ玉糸製糸ヲ兼ナル如キモノノ戸數ハ之ヲ其ノ主ナル部ニ算入シ其ノ旨ヲ備  
考ニ記入シ製糸釜數ハ器械、座繰、玉糸ノ三種ニ分チ各其ノ部ニ算入スヘシ  
五、生皮字トハ繰糸ニ際シ繭ヨリ手繰り取りタル繭糸ヲ謂ヒ、戩斗絲トハ生皮字ヲ引延シタルモノヲ謂フ  
六、其ノ他トハ揚繭桶等ナリ

大正十四年十二月改正(現行ノ分)  
第二四 蠶 絲 類

大 正 何 年

(報告期翌年二月限)

糸	生	計	千	千五	五三	三百	百五	五十	十	器 械				座 繰				玉 繰				計																		
										場數	製糸釜數	職工數	製糸釜數	男	女	計	場數	製糸釜數	職工數	製糸釜數	男	女	計	場數	製糸釜數	職工數	製糸釜數	男	女	計										
			釜	釜	釜	釜	釜	釜	釜	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿
			以	未	未	未	未	未	未	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿			
			上	上	上	上	上	上	上																															
計	黄	白	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計			
計	糸	糸	計	計	計	計	計	計	計																															

備考	合計	物			
		計	其ノ他	生皮	屑

(注意) 一、自家用ハ調査ヲ要セス

- 二、製糸場數ハ其ノ年ニ於テ作業ヲ爲シタル場數ヲ記載スヘシ
- 三、繰糸釜數ハ其ノ年ニ於テ使用シタル釜數ヲ記載スヘシ
- 四、數人共通ノ繰糸湯ヲ用フル設備ニ依リ繰糸スルモノニ在リテハ繰糸者一人分ヲ一釜トシテ計算スヘシ五、緒數ハ其ノ年ニ於テ使用シタル釜ノ總緒數ヲ記載スヘシ
- 六、職工數ニハ事業主及家族タルト被備者タルトヲ問ハズ製糸事業ノ本體タル作業ニ付勞働ニ從事シ又ハ直接之ヲ助成スル爲勞働ニ従事スル者ヲ調査シ其ノ年中通常ノ作業狀態ニ於ケル數ヲ記載スヘシ
- 七、器械製糸場、座繰製糸場又ハ玉糸製糸場ニシテ他ノ一方ノ作業ヲ兼ヌルモノハ場數繰、糸釜數及職工數ニ付テハ主ナル一方ニ之ヲ記載シ數量及價額ニ付テハ之ヲ區別シテ各相當欄ニ記載スヘシ
- 八、器械繰ト繰ト同轉、繰糸湯ノ給熱、用水ノ供給等ヲ悉ク機械的作用ニ依リテ任意ニ使用シ得ラルル装置ニ依リ單繭ヨリ繰糸ヲ爲シタルモノヲ謂ヒ座繰糸トハ個々分立スル簡單ナル製糸器ヲ用ヒ手ニテ繰桿ヲ回轉スルカ又ハ足踏器ヲ用ヒ足ニテ繰桿ヲ回轉シ單繭ヨリ繰糸ヲ爲シタルモノヲ謂フ
- 九、生皮芋トハ繰糸ニ際シ繭ヨリ手繰リ取りタル緒糸ヲ謂ヒ玉糸トハ玉繭ヨリ繰糸ヲ爲シタルモノヲ謂フ
- 一〇、其ノ他ノ欄ニハ揚繭、蛹繭等ヲ記載スベシ

以上明治初年か今日に至る迄の蠶絲類表の變遷を見て知り得ることは、製絲場の設備を調査する様になつたのは極めて最近で、大正三年以來といふことである。この時初めて繰糸釜數が調査されることになつた。それ以前は、わずかに生産主體たる製紙戸別が調査されて居たに過ぎない。製絲の主體を製絲場と呼ぶ様になつたのは大正十四年の改正以來のことである。此の様に製絲に關する統計が、工場統計らしい形を持つ様になつたのは、大正十四年の改正以來のことに過ぎない。之は我國の製絲業の發達を統計様式の上に反映したのに過ぎない。即ちそのことは過去に於ける器械生絲と座繰生絲との生産状況の變化にもよく現はれて居る。明治時代は座繰生絲の地位は器械生絲に比して未だ甚だしく劣るものではなかつたものが、大正を経て昭和に入るに、従つて座繰は殆んど問題ならぬ程度に迄衰へてしまつた。所謂製絲と謂へば今日では器械製絲を指すことは一般の常識となつてしまつた現在、之を製絲戸數と呼ぶことの如何に事實と一致しないかは多言を要しない。

明治二十二年 器械生絲生産量を一〇〇とする  
座繰生絲生産量 一四〇  
明治三十一年 同 八四  
大正四年 同 一八  
大正十四年 同 六・四

昭和十年同

現行規定に於て製絲場について調査すべき事項は(一)器械製絲場、座繰製絲場、玉絲製絲場の別(二)繰糸釜數(三)緒數(器械製絲に限る)(四)職工數(男女別)(五)生絲生産高(白絲黃絲別、各數量及價額)(六)屑物(廢斗絲、生皮芋、其ノ他)別各數量及價額の六項目になつて居る。此の調査は大體に於て動態を押へるものである。例へば製絲場の數にしても一定時點の現在調査ではなくて、一年の中作業を爲した製絲場を調査するのである。繰糸釜數も同じく使用した釜數を調査するものであり、緒數もその使用した釜の緒數を調査するものである。たゞ職工數は通常の作業狀態に於ける數を記入せよといふことになつて居り、極めて曖昧である。

(二)製絲業法施行規則第九條に基く事業概況書  
製絲業法施行規則第九條には「製絲業者ハ毎年七月三十一日迄ニ前年六月一日ヨリ當年五月三十一日迄ノ一年間ノ事業概況書ヲ農林大臣ニ提出スベシ」とあつて、年々製絲業者からは一定の様式に依る事業概況書が農林省に提出されるのである。右の報告は之に依つて、統計を作成することが主たる目的ではなく、本事業の監督が主たる目的であると思ふが、之に依つて統計を第二義的に作成することが出来る。

勿論本規定に依つて事業概況書を提出するものは、器械生絲の製造を業とするものに限るのであつて、玉絲、座繰は本

規定の適用を受けないから、製絲の全部に及ぶとは云ひ難いが、器械製絲を押しれば、我國製絲業の九割以上を押しへたことになる。

而して右事業概況書の中には統計として集計することの出来ないものもあるけれども、大部分の事項は統計に集計することが出来る種類のものである。農林省蠶絲局に於ては、此の概況書の様子を次の様に定めて居る。(昭和七年十一月十日附七蠶局第六〇八號蠶絲局長通牒)而して其の結果は「全國器械製絲工場調」となつて公刊されて居る。

### 事業概況書

一、繰絲ノ工程ヲ行フ製絲工場ノ事業概況書

事業開始年月 年 月

注意 事業開始年月ハ當該工場ニ付キ當該製絲業者ノ創業年月ヲ記載スルコト。

一、設備ニ關スル事項

(一)建物ノ種類及面積竝構造ノ概要

種類	面積				構造ノ概要
	一階 坪	二階 坪	三階 坪	四階 坪	
				計 坪	

- 三、一釜ノ緒數異ル毎ニ各別ニ記載スルコト
- 四、一日平均使用釜數ハ一箇年ノ延運轉釜數ヲ一箇年ノ作業日數ニテ除シタルモノヲ記載スルコト
- 五、備考欄ニ繰絲法(煮繰分業又ハ兼業ノ別及浮繰又ハ沈繰ノ別)ヲ記載スルコト
- 六、多條繰糸機ニ在リテハ備考欄ニ一臺ノ緒數ヲ記載スルコト

(三)揚返機ノ窓數

窓數	一日平均使用窓數

- 注意 一、五月末日現在ニ依リ記載スルコト  
 二、一日平均使用窓數ハ一箇年ノ延運轉窓數ヲ一箇年ノ作業日數ニテ除シタルモノヲ記載スルコト  
 三、一窓ノ總數ヲ附記スルコト

(四)煮繭機ノ名稱煮繭能力及臺數

名稱	煮繭能力	臺數
	貫	

- 注意 一、五月末日現在ニ依リ記載スルコト  
 二、煮繭機ノ內ニ收容シ得ベキ繭ノ數量ヲ乾繭重量ニテ記載スルコト

(五)生絲ノ整理及検査ニ關スル設備ノ種類名稱及員數

種類	員數	備考


注意

- 一、五月末日現在ニ依リ記載スルコト
- 二、事務所、繰糸場、乾燥場、繭取扱場、貯繭庫等ニ區分シテ一棟毎ニ記載スルコト
- 三、一棟ヲ二種以上ノ用途ニ充ツル場合ニ即チ同一棟ノ建物ヲ繰糸場揚返場、繭揚場等ニ併用スル場合ニハ種類欄ニ「繰糸場揚返場、煮繭場」等ト記載スルコト
- 四、構造ノ概要欄ニハ「木造瓦葺」「鐵筋コンクリート、スレート葺」等ト記載スルコト

(二)繰絲機ノ名稱釜數

名稱	釜數	一釜ノ緒數	總緒數	一日平均使用釜數	備考

注意

- 一、五月末日現在ニ依リ記載スルコト
- 二、名稱欄ニハ「何々式多條繰糸機、何々式繰糸機又ハ普通繰糸機」等ト記載スルコト


注意 一、五月末日現在ニ依リ記載スルコト  
 二、名稱アルモノニ付テハ備考欄ニ之ヲ記載スルコト

(六)繭ノ乾燥及貯藏ニ關スル設備ノ名稱、能力及員數  
 (イ)乾燥設備

名稱	乾燥能力	員數
	貫	

- 注意 一、五月末日現在ニ依リ記載スルコト  
 二、乾燥能力ハ一晝夜ノ本乾燥能力ヲ生繭重量ニテ記載スルコト  
 三、他ニ本工場専用ノ乾燥設備ヲ有スル場合ハ欄外ニ其ノ所在地名稱乾燥能力及員數ヲ附記スルコト

(ロ)貯繭設備

保管能力	面積	備考
	坪	

- 注意 一、五月末日現在ニ依リ記載スルコト  
 二、保管能力欄ニハ乾燥機ノ保管スルモノニ在リテハ乾繭重量ヲ生繭ノ乾繭重量ニテ記載スルコト  
 三、面積欄ニハ延坪數ヲ記載スルコト  
 四、備考欄ニハ保管方法ノ概要ヲ記載スルコト  
 五、他ニ本工場専用ノ貯繭設備ヲ有スル場合ハ欄外ニ其ノ所在地保管能力、面積及保管方法ヲ附記スルコト





ある有様となり、従つて漁獲高も僅かに五千圓内外になつてしまつた。それに代つて農業が發達し、最近五ヶ年間に開墾によつて八十町歩も耕地が増加した程で、殊に西瓜は鹿島西瓜として東京市場に重きをなし、昔は若松村が主産地であつたが、最近では若松村を凌駕九千圓を産する盛況を示してゐる。又甘藷も非常に増産され約三萬圓の産額を示す様になり従つて甘藷切干が二千圓の産額に上つてゐる。又家庭副業として裡蒔、叭の製造が普及し裡蒔は三萬七千八百八十圓、叭は二萬五千五百圓の生産を見農家の懐を肥してゐる。主なる生産物をあげれば左の通りである。

- 水粳二十五萬七千九百二十四圓△水糶二萬六千四十八圓△陸粳三百二十圓△陸糯二千九百二十四圓△大麥二萬二千三百二十一圓△稈麥二千六百三圓△小麥二萬九千四百八十圓△大豆五千四百二十圓△小麥七百九十二圓△養蠶六萬二千三百十八圓△白瓜一千八百圓△南瓜九百圓△甜瓜二千六百圓△大根四千圓△牛蒡一千三百五十八圓△里芋二千三百五十圓△漬菜一千二百二十三圓△落花生一千二百三十八圓

### 統計調査員の活躍

此の村の統計費は四百四十九圓で、調査員手當は十六圓、

第六區ノ二	十三年	青塚健之助	四四
第七區	九年	内野平次	四六
第八區	七年	内野小市郎	六三
第九區	十二年	根本得一郎	五一
第十區	六年	富島初太郎	六三
第十一區	六年	吉川慶三郎	六三
第十二區	四年	橋本磯吉	六五
第十三區	七年	橋本熊吉	六一
第十四區	十三年	野口五平	五二

### 國防上の重要地

統計調査區は第十四區の田百七町歩といふのがあるかと思ふと第十三區は僅かに田十五町歩といふ少い所もあり、又第六區の一の様に田畑が集團せず各所に点在して實地調査の上から非常に手数を要する所もあるといふ風で一様ではないが、兎に角調査員の努力によつて優良な成績を収め續けてゐるのは慶賀に堪へない。一体高松村は神都鹿島に隣りした半漁半農の地であつたが前にも記した様に最近では漁業の不振から純農村と變つたといつても差支なくなつたのであるが、曩にはグライダー練習所といふ文化的な施設が出来、最近では近代國防上重要な施設が出来て帝都を護る重要な地点として指定される様になり、又東京に近い海濱なので別荘地としても

そのほかに米生産統計手當が五圓あつて一人年二十一圓といふ計算になるが、高松村統計調査員が發達をして優良な成績を収めるに至つた原因は木瀧主任の熱心な指導が與つて力ある事は勿論であるが、早くから優良事務の實地視察をして参考として改善を加へて來たのもその一つに數へられる。現に四十五圓の視察費を豫算に計上して既に千葉縣津ノ宮へ二回、昨年は同郡諏訪村へ視察に出掛け、今年も久慈郡賀美村へ見學にゆく事になつて居る相である。調査員の打合會は年に五回から七回位で他町村と變りはないが、調査員は互助協力して調査の萬全を期するといふ風に訓練されてゐるので格別支障もなく事務を處理してゆける相である。縣統計協會から功勞者として表彰された平山清太郎氏が本年辭任して第一線を退いたのは心淋しいが、引續き後援の勞を惜しまないのは同村統計調査の上に又と得難い力であらう。現在の調査員は左の通りである。

受持區	勤續年數	氏名	年齢
第一區	十一年	平内清太郎	五三
第二區	四月就任	高根誠作	五三
第三區	全	小沼重藏	七〇
第四區	十一年	辻注連松	四七
第五區	四年	齋藤國三郎	五二
第六區ノ一	十年	大宮邦三郎	五八

相當知られる様になつて來てゐる。

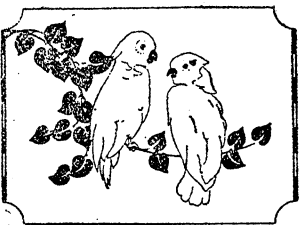
### 春季調査 實地指導

七十七ヶ町村へ 係員を派遣して

統計事務の向上發展を期する爲め各町村では春季調査に先つて調査員打合會を開催する事になつて居るが、縣統計課では四月四日より東茨城郡石崎村外七十七ヶ町村の打合會に對しては各係員を出張出席せしめ左記事項に付研究の上實地指導を行ひ十六日終了した。

#### 打合會研究事項

- (一) 調査員會開催の趣旨(一) 報告期限の勵行に關する件(一) 調査區の境界に關する件(一) 調査準備に關する件(一) 作付反別調査原簿に關する件(一) 作付反別實地調査に關する件(一) 調査時期選定に關する件(一) 集計表に關する件(一) 收穫高の決定に關する件(一) 春季調査に關する件(一) 農産物收穫豫想に關する件(一) サツマイモ切干の調査に關する件(一) 飼料作物並家兎の調査に關する件(一) 米生産統計調査に關する件



曾つては有名な

# 紛糾村が平和郷に

## 西茨城郡東那珂村を訪ふ

高松村を視察した翌日である。西茨城郡東那珂村の状況を視察する爲に羽黒驛で汽車を降りたのは午前九時少し過ぎであつた。花崗石の産地として稲田、福原など、共に有名なところだけあつて、驛を出るともう石屋が何軒か店を並べてゐる。驛前の宿を出はづれると小學校があり、その直ぐ隣りが東那珂村役場である。刺を通じると村長室に通される。村長室といふのが馬鹿に大きい、會議室にでも用ゐられるものらしいが瀬尾村長はその部屋に頑張つてゐる。『生憎宮崎統計主任が縣廳の方へ出張して留守だし、私も今から水害地復舊工事の用件で外出しなければならぬので折角の御視察に御説明の出来ないのは残念ですが前村長で詳しく事情を知つてゐる飯田村農會長がおいでになりますから、御説明申上げる

事に致します』と飯田村農會長を紹介された。瀬尾村長は地下足袋脚絆で出掛けるといふので

### 役場前で記念の

撮影をし別れを告げた。東那珂村は西茨城郡の西部に位し、北は北那珂村、西は岩瀬町、東は西山内村、南は新治郡戀瀬村に隣る廣袤一、五二方里の地域で、土地の高低傾斜は極めて複雑し、其の間を櫻川、筑輪川が貫流し周圍は羽黒山、加波山、雨引山等に圍繞されて居り、それ等の連峰から花崗石が産出されるので知られてゐるが、櫻川は謡曲『櫻川』で世人に周知され、沿岸磯部丘陵地には天然記念物指定の櫻があり

戸、其他四十一戸である。人口は男二千八百三十一人、女三千百十三人、計五千九百四十四人である。東那珂村といへば昔は紛擾で有名な村だつたが、紛争久しきに亘つて村内がやうやく疲弊して自然に村民が自覺し、約十年前から經濟更生に乗り出して今では其の途上にあるのである。

### 往時紀貫之が

何時よりも春べになれば櫻川

波の花こそまなくよすらぬ

と詠じて賛嘆し、三好博士等も實地検分して櫻の保存について指導し



記書谷兩・長村尾瀬・長會農田飯・記書沼飯〔列前〕

記書酒來

屋玉兒・記書山出日・記書谷深・記書本根〔列後〕

たといふ程有名なものである。大字は西小塙加茂部、高幡、今泉、木植猿田、會根、松田友部、上城、水戸青柳、磯部、稻の十四から

あつた頃即ち昭和三四年頃状態はどうかといふと、歐洲大戰後經濟界の好況の波に乗つて純農村も景氣がよくなり、誰れも彼れも田畑を購入するといふ鹽梅で借金しても見得を切り冠婚葬祭なども分に過ぎた支出を惜まず、子弟の教育なども經濟觀念を没却して唯中等學校をやらせなければならぬといつた風で、其の頃東那珂村全体の債務は百萬圓を突破したものである。それで昭和五年から經濟更生に乗り出し、縣の指定村となつたのが昭和七年、農林省の指定を受けたのが昭和十一年といふ風に計劃の實行に努めた結果昭和十年には農家の負債總額は五十四萬三千餘圓に減じ、昨年末には約三十萬圓に切りつめ得たのである。滯納額も一時は八千圓以上上つたが今では約二千圓にまで整理がついて村の經濟もどうやら更生の曙光を認められる様になつた譯である。殊に面白い計劃は村營診療所の設置で、最初は相當強硬な反對もあつた

### 疲弊のドン底に

成り、戸數は九百六十六戸で農業八百三十五戸（自作四百十五戸、自作兼小作百七十五戸小作二百四十五戸）商工業九十

二一

が、それを押し切つて説得につとめ、本年三月から厚生省健康保険指定村として實施する事になり、いよゝ

### 村營診療所が設置

され、建坪十二坪平屋鉛板葺の新しい診療所が村役場前に出来たのである。此の経費は戸數割の標準によつて保険料を徴收し、病氣にかゝつた場合は費用の三割、入院する時は五割を個人が負擔し、其の他の費用は村費、補助等によつて組合が支出するといふ建前で既に組合員七百二十七名、被保険者四千三百名を擁するに至つて居る。勿論兒童や貧困者には無料で診療に當つて居るのであるが内科や外科は勿論齒科の設備までも一切整つて居る施設は他に餘り類例を見ない文化設備として誇るに足るものだらう。同村の事務分擔は瀬尾村長のもとに

(學事、援護事務)天賀谷助役(會計)仲田收入役(稅務)飯沼書記  
(庶務、兵事、經濟更生)宮永書記(戶籍、社會)雨谷書記(統計、勸業)宮崎書記(稅務)日山書記(庶務、兵事、土木)深谷書記、(衛生、社寺)來栖書記

といふ分擔になつて居り、更生途上にある東那珂村役場の事務は活發に處理されその成績見るべきものがある。

八十二圓△梨一萬二千九百三十六圓

### 統計に現はれた

數字は凡て同村統計調査員の手によつて調査集計されたものであるが、同村の統計費は僅か四百三十二圓で、手當も一人十二圓、外に米生産統計手當三圓を加へて年額十五圓で他町村に比して必ずしも多い方ではない。現在は

調査區	勤續年數	氏名	年齢
第一	九ヶ月	増淵 和平	五二
第二	同	瀬尾 喜市	五八
第三	同	杉浦 善四郎	五四
第四	六年	北島 辰一	三四
第五	同	佐伯 榮助	四八
第六	四年	安達 喜平	三八
第七	五年	鈴木 三郎	三二
第八	同	加藤 要次郎	四五
第九	十年	池田 喜一	四六
第十	十七年	仁平 義守	五六
第十一	一年半	島田 重藏	三二
第十二	一年	岩本 盛	三二
第十三	四年	細谷 茂	三八
第十四	四年半	渡邊 邦一郎	三四

### 生産物の主要な

ものは農産物であるが従業員約二百人、二萬九千四百才、一萬四千七百圓の産額を有する花崗石は特産物として知られ、其の石材製品も亦九千圓の産額を有してゐる。昨年百十戸が經營した春蠶は一萬一千三百九十一圓、九十四戸が飼育した夏秋蠶は三千七百五圓、計一萬五千九百九十六圓の繭を産出し、三十九町三反歩に耕作された煙草は四萬四千六百四十三圓の賠償額を收め、鶏の飼養戸數は五百二十六戸で成鶏二千九百二十二羽、雛一千三百九十六羽(二千九百四十六圓)産卵一萬二千二百六十四圓をあげてゐる。其他麵類一千八百五十圓、菓子類二千八百圓等の製造もあるが農産物の主なものをあげれば左の如くである。

水稻二十七萬九千四百六十圓△陸稻三萬七千九百九十七圓△大麥三萬三千四百三十五圓△稗麥四千八百八十二圓△小麥六萬五千五百五十九圓△燕麥五千五百七十二圓△大正九千四百八圓△小豆一千六百圓△蕎麥二千三百二十七圓△甘藷一萬一千四百六十六圓△馬鈴薯二千八百五十九圓△菜種一千四百四十四圓△胡瓜三千四百七十二圓△南瓜一千四百九十二圓△茄子四千六百五十九圓△蕃茄一千四百七圓△生大根二千九百三十五圓△牛蒡二千六百七十八圓△里芋四千三十九圓△葱二千五百八十四圓△漬菜三千三百三十三圓△桃二千九百

第十五	六ヶ月	三村 春信	四五
第十六	七年半	天賀谷 正雄	三六
第十七	一ヶ月	磯 明男	三二
第十八	八ヶ月	瀧田 稻太郎	四四

といふ顔觸である。そして打合會は年六七回で各季の調査や準備に支障なきを期して居るが、視察は隔年一回とし、旅費の八割を支給するほか出張手當も豫算に計上してあり、又事蹟の優秀なものは村として表彰する等相當の奨励方法も考慮されてゐる。飯田村農會長の説明は細に入り微を極めたもので村政の概要を詳にする事が出来た。櫻川の櫻も見頃ではあつたが、前に視察した事もあるので御免を蒙り、同村が統計事務に就て優良な成績を収めて居る様に、經濟更生にも實績のあがらん事を祈り乍ら歸途に就いた。

### 統計課長會議

農林省で開催

去る四月二十七日農林省に於て道府縣統計課長會議が開催され、縣より大月統計課長、池田屬出席左の會議事項に付協議を遂げた。

- 一、重要農作物栽培状況速報に關する件
- 一、増産計畫に伴ふ統計資料整備方策に關する件



實務統計調査の果 (25)

春から夏へ……

忙しい調査の戦ひ

期限を厳守して  
有終の美を濟せ

猫の手も借りたい農の五月が来ました。自分の田畑を耕すのに精一杯のところへ、戦時下統計事務の第一線に働かねばならぬ統計主任や統計調査員の御勞苦には自ら頭の下がるものがあります。

殊に最近には國家總動員の反映によつて各種の統計事務が新に増加したり、

の例から見ますと此の点に遺憾なきを得ない様であります。お互に氣をつけて斯ういふ事のない様に一層努力しやうではありませんか。

麥豫想收穫高

(市町村報告期五月二十三日限)

本表は五月二十日現在に依つて調査し極めて短い期間の五月二十三日中に縣廳へ到達する様に報告するのであります。餘程敏活に處理しないと期限に遅るゝ事になりますから充分御手配を願ひます。

統計調査員は市町村長の定めた報告期限迄に農産物調査方法に依つて一筆毎に實地踏査を終らねばなりません。それで作付反別調査票の整理集計を遂げ、集計表と共に市町村長へ提出するのであります。

尙市町村の報告で前年收穫欄には前年實收高を記載すべき筈なのに、前年の豫想收穫高を誤載する向もあります

才を執る同胞に思ひを致す時、自ら勇氣百倍して奮闘又奮戦どうしても此の難關を切り抜ける爲渾身の力を揮はねばならなくなり、銃後の戦場に働くもも、矜持をさへ覺えるのではありますまいか。兎に角此の重責を自覺し、銃後第一線に御奉公出来る者の誇りを堅持して、お互に勵まし助け乍ら働かうではありませんか。

春季調査の準備整ひ、いよく各種調査に取りかゝられた事と思ひます。春から夏へは文字通り統計調査員にとつては戦ひであります。此の春季調査がうまくゆかねば、夏季の調査も思はずに出来ないのは當然の事です。従つて一年の統計調査が面白くない結果を招來するのは、言を俟たない所でありませう。

各種統計の調査が如何によく出来ても報告期限を誤る様な事があつたら、それこそ九俵の功を一簣に失ふもので残念至極といはねばなりません。從來

から注意を願ひます。

次に備考欄は前年との作付反別の増減事由並に氣候の適否、施肥の多少、發育の経過及び病、蟲、風、水害の有無等所定の事項は必ず詳細に説明する様に願ひます。

ナタネ作付段別並作柄

(市町村報告期五月二十三日限)

本調査は麥豫想收穫高と同様に五月二十日現在を以て作付反別と前年作柄に對する其の年作柄の割合とを調査するのであります。調査員は此の期日以前に於て實際の作付反別を細則に示す處の農産物調査方法に基いて耕地一筆毎に實地踏査を終つて居らねばなりません。

而して其の作付反別調査票を整理の上春季調査集計表を作成し示された期日迄に調査票と共に役場へ提出すべきに付其の調査材料に依つて計上するものなれば其の作付反別は實收の反別と

相違せざる筈であります。故に單なる見積りや推計に依り計上する様な事なき様特に注意して頂きます。又前年作柄に對する其の年作柄の割合は調査員が實際の状況を巡回調査し尙精農家等の意見をも徴して其の作柄の良否を決し五月二十日現在に於ける見込割合を推定するのであります。前年が不作の時でも豊作の時でも前年を一〇〇とし其の年割合を前年に比較して、三割増収見込の場合一三〇とか、或は二割減収見込の場合八〇と云ふ様に記入するのであります。平年を一〇〇として其の年割合を決める様なことなき様特に御注意を願ひます。

春蠶豫想收穫高

(市町村報告期六月二十日限)

本表は六月十五日現在に依り擔當區内の各飼育者を巡回して實際の状況を調査し尙營業者の意見をも徴して其の區内に於ける蠶種一瓦當の豫想收穫高

を決定し、之に掃立數量を乗じて算出するのである。若し無收繭見込數量ある時は之を除外した掃立數量に乗ずるのです。前年收繭高へは前年に於ける實收繭高を記載するのですが、前年の豫想收繭高を誤つて記載したり、又備考の記述を略する向がありますから特に注意を願ひます。

### ジャガイモ豫想收穫高

(市町村報告期六月四日限)

本表は無水アルコール専賣制度の實施に伴ひ昭和十二年より調査することになりました。栽培現在面積は農林省統計報告規則細則に依る實地調査資料に基いた面積を掲上し、豫想收穫高は六月一日現在に於ての成育の状況、病虫害の状況を觀察し、且氣候の經過、肥培管理を考慮した上尙参考の爲精農家等の意見をも徴して一段歩當り豫想收穫高を決定し、之を基礎として收穫し得べき豫想收穫高を算出するのであ

ります。尙此の表は六月四日迄に縣へ到達する様報告するを要するのでありますから、期日迄に到着する様期限は特に厳守せられたいのであります。備考欄には氣候の經過、成育の状況、病虫害の有無を記載説明することを忘れないう様願ひます。

### 麥

(市町村報告期七月十五日限)

作付反別は農産物調査方法に依つて實地調査を遂げた反別を計上するのでありますから、豫想收穫高表報告の際報告した段別と一致する筈であります。若し其の後調査洩又は誤算があつたことを發見したときは、之を訂正して必ず其の事由を數字を以て備考欄に説明する事を忘れないう様に願ひます。收穫高は作柄毎に決定した一段歩收穫高に右作付別に調査した段別を乗じ算出の上合計を掲上するのであります。尙單

### 春蠶

(市町村報告期七月十五日限)

價は當該收穫も季節に於ける即ち六、七月頃の平均價格に依るのであります。其の他備考には豫想收穫高及び前年收穫高に比しての増減した事由を詳細記載するほか、氣候の適否、施肥の多少發育の經過及び病、蟲、風、水害の有無等を記述するのであります。

春蠶は養蠶調査方法に依つて春蠶票により掃立數量、收繭高を調査するのであるが、課税の標準や所得の判定資料に使用せらるゝを恐れ隠蔽する虞が今尙幾分ある様であるから、調査員は此の点を充分飼育者に説明して統計の使用目的が斯るものでなく、又全然使用し得ざることを理解せしむるに努めて貰ひたいのであります。而して尙養蠶實行組合や四圍の状況等に依り觀察して疑のあるものは一層綿密に判定して正確なるものを得る様慎重は調査を

### 桑苗

(市町村報告期六月十五日限)

本表は前年六月より其の年五月に至る期間に於て苗木の生産に従事した戸數を調査するのです。苗木は養成済のもの、數量を調査するのですが、苗木又は原苗として使用した數量は調査の必要がありません。尙調製表に際して注意を願ひたいのは管苗であります。管苗は未だ養成済にならないから調査の必要はありませんが、次に於て養成済のものは代出として調査するのであります。

### 茶畑

(市町村報告期七月十五日限)

本表は農産物調査方法に依り調査し假令採葉の樹齡に達しないものでも其の段別は調査すべきもので、普通採葉樹齡は四年位です。畑の欄には茶を主作物とする段別及び混作、間作された

### 桑畑

(市町村報告期七月十五日限)

反別、乃ち其の間に大豆、玉蜀黍等を間作する場合及び桑其の他の樹木を間作、混作せらるるもので茶を主作物とする限り茶畑たるべきに付注意せられたい。本表は農産物調査方法に依り調査すべきもので、假令採葉の樹齡に達しなくも洩れなく調査されたい。畑の本畑には桑を主作物とする所謂純粹な畑の本畑には桑を作物、例へば間作、混作せられた準桑畑を仕立方に依り夫々調査されたいのです。尙ほ其の他の欄には畦畔其の他畑以外に散在するものを仕立方に依り段別を見積り掲上すべきであります。根刈とは地上一尺未満を中刈とは同一尺以上三尺未満を、高刈とは同三尺以上を中幹とし、枝條を伐採するものを謂ひ、立通とは一定の剪枝を行はざるものを謂ふもので、桑葉過

願ひたいのであります。戸數は其の季節に養蠶に従事した凡ての戸數を計上し、掃立數量は中途で投蠶したものでも凡て調査をし、又中途で一部を甲より乙に譲渡したとか云ふ場合には、甲の掃立數量より乙に渡した分を控除し乙の飼育する掃立數量を乙の掃立數量とし、原蠶も春蠶票も之に依り正確にせねばなりません。又收繭量は自家用も調査するもので、上繭、玉繭、屑繭の三つに分ち調査するものであつて、上繭は汚染せざる完全なもので、屑繭は玉繭以外の汚れ繭とビシヨとかノビとか稱するもの全部を包含するのです。尙前年に於ける縣平均單價及一瓦當收繭量を掲ぐれば次の通りです。

一瓦收繭量(白繭種)	六七四匁	
(黃繭種)	七一	
白繭種	黃繭種	
上繭	四、二三	三、九七
玉繭	二、六六	三、四五
屑繭	一、九九	一、七九

剰の爲め刈取ない段別を立通とするも  
のではないのでから注意を願ひます

### 鶏 鶯

(報告期七月十五日限)

鶏及び鶯の調査は戸数及び羽数は六月三十日午後十二時現在に依り、産卵数は六月三十日中に産んだものを調査するのでありますが、調査に際し左記の点特に注意を願ひます。

1、家禽調査原簿を本調査執行凡そ一週間前に於て各世帯に就き飼養の有無を調査

- 2、飼養戸数は羽数別に調査するのですが其の羽数には雛も含むに付御承知を願ひます。
- イ、成鳥とは孵化後六ヶ月以上のもので雌及び雄に別ち調査するのです。
- ロ、雛とは孵化後六ヶ月未満のもので雌雄別の調査を要しません。
- ハ、産卵数は六月三十日一日の産卵を調査し、之に一年の日数を乗じ、其の町村の一ケ年間の産卵とすべきものに付一年の日数で除し端数を出さない管なので注意を願ひます。

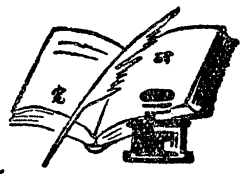
ニ、調査小票を各調査區共整理保存を願ひます。  
ホ、昭和十三年六月報告に係る前一ケ年縣平均は左の通りである。

種別	鶏	鶯
一羽(ケ)當り價額	七九五錢	一四九個
産卵數	三七八	九六個
雌雄	雌 一〇〇五錢 雄 四二四	雌 一〇〇五錢 雄 四二四

## 學事統計の終闋

縣集計の完成は  
五月迄の定豫

昭和十三年度の學事統計の集合査閱は縣下十五箇所にて、四月十七日縣廳會議室に那珂郡の調査を皮切りに開始したが、本年度は小學校表中前年に小學校及び高等小學校を卒業した兒童の本年三月一日現在に於ての状況調査が様式の一部改正に伴ひ増加したが各市町村學事統計主任者及び學校に於ける統計取扱者の熱心なる努力に依り各郡共好成績を挙げ、五月上旬筑波郡の査閱を最後として終了した。尙中等學校の學事統計も五月二日より五日迄に完了したが是が縣集計は統計全課員の總努力に依つて五月一杯に取纏る見込である。



# 八月一日に施行される 臨時國勢調査の要綱

地方統計主任官會議に提示  
大月課長郡司屬が列席協議

國民の消費事情を明かにする目的のもとに本年八月一日を期し全國一齊に施行される昭和十四年臨時國勢調査は我が國現下の情勢から今次聖戰の目的を貫徹し、東亞永遠の平和確保を目標とする支那大陸の新秩序建設の大業を達成する爲急速に國家總力戰の体制を整へる必要から行はれる重要なものであつて、内閣統計局では之に關する諸般の打合せ協議の爲三月二十二、二十三兩日地方統計主任官會議を開催し、本縣から大月統計課長、郡司屬が出席したが、三月二十二日午前十時から會

議が開かれ、内閣書記官長の訓示に續き内閣統計局長は  
支那事變は長期應戰の態勢に入り、今や東亞に於ける新秩序建設を目標とする、恒久的建設事業をも進めて行かねばならぬ時機と相成つて参りました。此の非常時局に於きまして、事變並に事變後の諸情勢に即應して、諸般の政策の實施を必要とするものが愈々輻輳し、從て之が計畫立案の基礎資料たるべき統計の重要性は益々其の度を加へ、統計の局に當る者は克く其の責務を盡し、此の急需に即應せねばならぬと存するのであります、各般統計の整備改善に全力を盡すと共に

國家の政策に必要な諸般の調査に付きましては、十分の研究と準備とを懈らざる完全なる調査の實施に依り、非常時局下に於ける統計當務者の重責を全う致し度いと念願致す次第であります。  
昭和十四年臨時國勢調査は、極めて重要な意義を有する調査でありまして、國民の日常消費生活に必要な物資の量及其の地域的分布、並に之が配給機構の實況を悉かに致さうとするものであります所謂國勢の基本に關する調査であります故に之は國勢調査に關する法律に基き、實施するを最も妥當と認めました。然るに現行法律の規定に依りますと、御承知

### 昭和十四年臨時國勢調查要綱

昭和十四年臨時國勢調査に於ては、國民の消費事情に關する調査を施行す。

#### 一 調査の目的

國民の消費に要する物資の數量、金額及其の地域的分布の状況並に配給の状況を察かにして、諸般の政策の立案及實施に資せんとす。

#### 二 調査の内容

本調査に於ては物品販賣を業とするもの、物品販賣の仲介を業とするもの、旅館、料理店、飲食店、工場、寄宿舎、病院及船舶に付一般的實地調査を行ひ、之に依り物資の消費高を調査すると共に、其の配給の状況を明かにし、他方生産業、物品販賣業及建築業に付標本的實地調査を行ひ、之を基礎として自家消費高及建築材料消費高を算出するものとす。

#### 甲 一般的實地調査(甲種經營體の調査)

(一) 調査の時期  
昭和十四年八月一日

#### (二) 調査の範圍

1 物品販賣業を営むもの(農學校、農事

勢調査に比し難解のものがありますから調査客體に脱漏なき標準備調査の完全を期すると共に、調査員並に申告者の指導に十分留意せられ、申告の正確を期せられんことを切望致す次第であります。尙本調査の結果は急速に編整し、結果を利用する各廳の政策立案の基礎資料として、直に活用せしめたい意嚮でありますから、調査書類の進達に關しましても、十分の審査と共に、進達期限の嚴守に格別の配意を煩したいと存じます。最後に申述べて置きたいことは、地方交付金のごとであります。地方實査に要する經費として、國庫の負擔すべき金額は總額三十五萬圓でありまして、關係勅令公布後、直に割當交付することに相成ると存じます。

の如く十年毎に大規模なる調査を行ひ、其の中間五年に該る年に簡易なる調査を施行するの制となつてゐるのであります。本調査の如く、緊急實施を必要とするものを直に行ひ得ない憾があるのであります。されば廣く國勢の基本に關する調査を、必要に應じ實施することを得るの途を拓く爲、本法律の改正案を議會に提出し目下審議中であります。近く制定公布を見、勅令以下の諸規程も公布せらるゝことに相成ることと存じます。本調査は我國に於ては勿論、外國にも未だ其の例を見ないものであります。殊に國民の生活物資消費高を配給機關に就き、其の賣上高を通じて調査することを主體と致します關係上、營業者の業務上の秘密事項にも亘り、而も被調査者は課税等の關係を考慮に入れる爲、勢ひ記入の不正確を來たす懼れなしとしないのであります。此の點に鑑みまして、各位に於かれては申告者に對し、調査の趣旨を十分徹底せしむることに格別の御配意を煩はしたいのであります。又調査の客體も多岐に亘り、調査の事項も亦從來の國

### (三) 調査の事項

- (イ) 物品販賣業を営むもの、物品販賣の仲介業を営むもの及法人、組合其他にして物品の販賣又は買買の仲介を爲すもの(産業組合を含む)
  - 1 試驗場、行商、露店商を含む)
  - 2 物品販賣の仲介業を営むもの
  - 3 法人、組合其他にして物品の販賣又は買買の仲介を爲すもの(産業組合を含む)
  - 4 旅館、料理店及飲食店其他之に準ずべきもの
  - 5 常時五十人以上の職工を使用する工場、常時二十人以上の寄宿人を收容する寄宿舎若くは之に準ずべきもの、病院又は船舶
- (ロ) 物品販賣業を営むもの、物品販賣の仲介業を営むもの及法人、組合其他にして物品の販賣又は買買の仲介を爲すもの(産業組合を含む)
- 1 經營體の名稱(名稱なき場合は主任經營者の氏名)
  - 2 本店支店の別
  - 3 開業の年月
  - 4 企業の種類
  - 5 法人に在りては拂込資本金又は出資額
  - 6 營業又は事業の種類

### (四) 調査の方法及機關

- 1 經營體の名稱(名稱なき場合は主任經營者の氏名)
- 2 本店支店の別
- 3 開業の年月
- 4 企業の種類
- 5 法人に在りては拂込資本金又は出資額
- 6 營業又は事業の種類

### (四) 調査の方法及機關

- 1 經營體の名稱(名稱なき場合は主任經營者の氏名)
  - 2 工場又は工場寄宿舎に在りては事業の種類
  - 3 調査期日前一年間に卸賣業者又は生産業者より購入したる指定物品の仕入數量及金額
- 各經營體に付申告書一通を用ひ、經營主又は管理者を申告義務者とし、之に所定の事項を記入申告せしむ。申告書の配付蒐集は國勢調査員をして之に當らしむ。尙國勢調査員の外、必要あるときは市町村に國勢調査指導員を置き、調査事務の



指導に當らしむ。國勢調査員及國勢調査指導員は名譽職とし、府縣知事の推薦に依り内閣に於て之を命ず。

地方實査は市町村長之を管掌し、府縣知事之を指揮監督するものとす。

府縣廳内に臨時國勢調査部を設置し、調査の事務を處理せしむ。

乙 標本的實地調査(乙種經營體の調査)

(一) 調査の時期

昭和十四年八月一日

(二) 調査の範圍

- 1 市町村長の指定したる農業又は食料品製造業を營むもの
- 2 市町村長の指定したる物品販賣業を營むもの
- 3 市町村長の指定したる建築業を營むもの

(三) 調査の事項

- (イ) 農業又は食料品製造業を營むものに付ては左の事項を調査す。
  - 1 經營體の名稱(名稱なきものは主任經營者の氏名)
  - 2 事業の種類(農業に付ては自作、小作、自作兼小作の別)

- 3 經營の規模
- 4 調査期日前一年間の指定物品の生産數量及金額
- 5 調査期日前一年間の指定物品の自家消費數量及金額

(ロ) 物品販賣業を營むものにては左の事項を調査す。

- 1 經營體の名稱(名稱なき場合は主任經營者の氏名)
- 2 營業の種類
- 3 經營の形態(卸賣商、卸小賣商の別)
- 4 從業者
- 5 調査期日前一年間の指定物品の賣上數量及金額
- 6 調査期日前一年間の指定物品の自家消費數量及金額

(ハ) 建築業を營むものに付ては左の事項を調査す。

- 1 經營體の名稱(名稱なき場合は主任經營者の氏名)
- 2 調査期日前一年間に落成したる住宅の新築及増築延坪數(構造種別)
- 3 調査期日前一年間に落成したる住宅の新築及増築に使用したる建築材料の章す。

商工業調査

創設打合

會議事項の概要

小規模工業調査並に商業調査創設に關し去る四月二十四日及び二十六日の兩日東京商工會議所會議室に於て地方統計課長會議が開催され縣より大月統計課長、高島屬が出席した。會議事項は大體左の如し。

一、小規模工業調査創設

小規模工業の實情を詳にし以て我國工業の全貌を明にし國家總動員計畫設定運用並に中小工業問題對策其の他の工業政策の基本資料たらしむると共に民間に於ける經營改善等の參考資料たらしめんとし現行工場調査に洩るゝ一切の工業的生產を行ふ作業場に付調査するものにして具

して内閣總理大臣の指定するもの指定建築材料の使用數量及金額

(四) 調査の方法及機關

調査すべき經營體は、各府縣に於て農業を營むものにては二分の一、飲食料品製造業を營むものにては百分の二、物品販賣業を營むもの及建築業を營むものにては百分の一に該るものを各種業態に互り選定し、各經營體に付申告書一通を用ひ、經營主又は管理者を申告義務者とし、之に所定の事項を記入申告せしむ。申告書の配付、蒐集、調査の機關等は一般的實地調査に於けると同じ。

三、結果の整理

(一) 一般的實地調査

一般的實地調査の結果の整理は全部中央集計とし、昭和十五年中に完了するものとす。

(二) 物品の自家消費高及建築材料消費高の算定

1 農業又は食料品製造業を營むもの自家消費高に付ては、各府縣毎に標本的實地調査の結果に依る指定物品の一年間の生産總量に對する自家消費量

體的には不日發表ある筈なるも大體調査項目は現行工場調査與に同様の如し

二、商業調査創設

我國卸商業の實情を詳にし以て物資の配給狀況及之が機構を明にし國家總動員計畫設定運用並に各種商業政策の基本資料たらしむると共に民間に於ける經營改善等の參考資料たらしむ爲卸商業者の各營業所に付調査するものにして實施に當りては具體的に發表ある筈なり

三、調査員

以上の調査を實施するに際しては商工統計調査員をして之が調査に當らしむる爲調査員の選任等をなし調査の完璧を期する豫定なり

内閣統計局會議

勞働に關する指數作成の統計資料蒐集の爲勞働統計毎月實地調査を施行するに際し去る四月二十七日内閣統計局會議室に於て統計主任官會議が開催され、縣より大月統計課長池田屬が出席した。會議事項として勞働統計毎月調

(三) 物品の國民消費總高の算出

一般的實地調査の結果に依り得たる物品の消費高と、標本的實地調査を基礎として算定したる物品の消費高及建築材料消費高とを合算し、之を國民消費總高とす

(四) 其の他の結果概要

査提要に基き調査上に關する指示注意があつた。

### 道府縣統計課長會議

#### 道府縣統計協會長 會議

去る四月七日より九日迄三重縣宇治山田市に於ける全國道府縣統計課長全國道府縣統計協會長會議に本縣より大月統計課長及び塚本屬が出席した、議題次の如し。

- 一、皇紀二千六百年記念事業に關する件
  - 一、全國統計記念日に關する件
  - 一、統計關係者に依る愛國機敏納に關する件
  - 一、統計調査機構の改革に關する件
  - 一、農業勞力調査施行方各省局へ要望の件
  - 一、昭和十四年臨時國勢調査施行に際し趣旨普及方に付要望の件
- 尙三重縣統計展覽會に本縣より參考品として久慈郡賀美村より調査から報告

までと題し調査方法を圖解を以て説明し調査資料を一區分取纏め提出した。

### 國勢調査關東アロツク會議並第三回一府八縣統計事務協議會

内閣統計局主催に依る關東府縣の縣

市を單位とする昭和十四年臨時國勢調査の細目に亘る打合會及び第三回關東區一府八縣統計事務協議會は四月十七十八の兩日山梨縣會議事堂に開催せられ、統計局より友安統計官が臨席して詳細なる説明があつた、本縣からは大月統計課長並に郡司屬及び水戸市より加倉井書記が出席した。

### 寄贈圖書

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 調査月報 第十卷第一號 | 朝鮮總督府     |
| いしすゑ 二月號    | 福岡縣統計協會   |
| 統計時報 第八十八號  | 内閣統計局     |
| 統計 三月號      | 千葉縣統計協會   |
| 統計時報 第三號    | 秋田縣統計協會   |
| 統計時報 第八十九號  | 内閣統計局     |
| 會社統計表       | 商工大臣官房統計課 |
| 浪華の鏡 四月號    | 大阪府統計協會   |
| 兵庫縣統計書      | 兵庫縣       |
| 山口縣統計書      | 山口縣       |
| 家計の概要       | 内閣統計局     |
| 家計調査報告      | 同         |
| 德島縣統計書      | 德島縣       |
| 朝鮮總督府施政年報   | 朝鮮總督府     |

## （最）（近）（の）（統）（計）

# 昨年の水産總額は 九百四十五萬餘圓

前年に比し二百萬餘圓を減じたが

遠洋漁業は増加を示す

縣統計課が調査集計し發表したところによると昭和十三年に於ける水産物總價額は九百四十五萬三千六百十二圓で、之を種類別に觀れば沿岸漁獲物に於て四百十四萬五千八百七十七圓、遠洋漁業に於て二百二十九萬六千二百六十三圓、水産養殖に於て四萬五千八百五十圓、水産製造物に於て三百九十六萬六千三百十二圓である。尙之を前年と對比すれば總價額に於て二百萬六千七百三十六圓、沿岸漁獲物に於て五十五萬一千七百八十八圓（一割一分七厘）水産養殖に於て十八萬七千七百四十圓（八割四分四厘）水産製造物に於て百四十三萬二千九百四十四圓（二割六分五厘）を執れも減少し、遠洋漁業に於ては十六

萬三千八百十六圓（一割四分四厘）を増加した。而して總價額を郡市別に觀るときは多賀郡の二百九十八萬三千九百三十六圓が第一位を占め、之に次ぐものは那珂郡の二百一十一萬三千九百四十四圓、鹿島郡の百七十二萬四千五百二十五圓、久慈郡の九十四萬三千二百六十圓、新治郡の五十八萬一千四百九十九圓、東茨城郡の五十七萬五千二百八十八圓、行方郡の三十三萬八千五百五十四圓、稻敷郡の十萬二千七百三十四圓で、其の他十萬圓に満たないものは猿島郡、北相馬郡、眞壁郡、結城郡、筑波郡、水戸市、西茨城郡の順位で、更に之を種類別郡市別に示せば次表の通りである。

郡市別	總價額	順位	沿岸漁獲物	順位	遠洋漁業	順位	水産養殖	順位	水産製造物	順位
水戸市	七〇、七〇〇、〇〇〇	一四	七、四〇〇、〇〇〇	一四	一	一	六、二五〇、〇〇〇	三	一	一